

目次

はじめに

8

第一章 女性差別の問題をどのように考えるか

12

一 女性をめぐる問題——「家父長制」

家族における「家父長制」／家族と社会の関係

二 どのように考えるか

第二章 江戸時代

28

一 儒教は「イデオロギー」として影響を与えたのか

二 「家」における「権力」と「職分」による分業

「家」の構造——「職分」による分業／「家」における人間関係

第三章 明治から第二次世界大戦時までの変化

一 戸籍と民法の意味

戸籍による〈父権的家父長制〉の導入／

明治民法による〈夫権的家父長制〉の導入

二 「家制度」——法による家族の統制

「戸主」による支配／夫の「家」と妻との一体化／〈夫権〉による支配

三 「入籍」と「家族」という語の意味変化

壬申戸籍と苗字／戸籍と妻の姓／戸籍の編製方針の変更と家族の意味／

法律上の「家制度」の確立／西洋からの影響／現実における法の無効化

四 社会の変化と「家」の変容

戸籍の性質の変化と「家族国家」イデオロギー／〈大きな家〉構造の成立

第四章 終戦から現代までの変化

- 一 擬似的「家制度」を作る戸籍
- 二 「家」としての企業
- 三 政治における性別分業

第五章 女性をめぐる現在の問題（1）——「戸籍」

- 一 「選択的夫婦別姓」へ

生き残る明治民法／明治民法改正案への批判／

「選択的夫婦別姓制度」の意味／「選択的夫婦別姓制度」による改革

- 二 「パックス（連帯民事契約）」——自由な結びつき

「パックス」とは／「パックス」の可能性——多様な家族の形／

「性契約」としての結婚契約

第六章 女性をめぐる現在の問題（2）——「性別分業」——

一 「性別分業」解消のために

経済における性別分業／政治における性別分業／フランスのパリテ法

二 性別分業解消についての視点

三 人間活動のバランス

終章 どのような社会を作るか——「ユートピア」の意味——

一 明治民法とは異なる可能性——福沢諭吉の男女関係論

「万物の霊」としての女性と男性／「違い」に基づく男女関係の成立／

夫婦関係のあり方／家と国家における女性の存在

二 「ユートピア」を描く

参考文献

186

あとがき

189

はじめに

本書は、今の日本社会にある女性差別の構造をどのように変えられるかを考えようとする本です。第二次世界大戦後、日本は日本国憲法で男女平等をうたい、明治民法に規定されていた「家制度」を廃止しました。また一九七〇年代にはフェミニズムの運動のなかで「ジェンダー」という考え方が提出されて、性別によりさまざまな役割や仕事が制限されることについて批判されるようになりました。

これにより女性たちは種々の差別に対して異議を唱え、多くのことが変わってきました。そのような状況がありながら、今でも社会には、「男性の方が偉い」とか「男性と女性とは完全に同じことはできない」というような考え方が存在し、社会の構造の中にそれが組み込まれているように思われます。

私は拙著『女性差別はどう作られてきたか』において、女性個人をめぐる現在の差別が

どう作られ、どのような状況にあるのかを分析しました。本書ではもう少し視野を^{ひろ}拡げて、女性差別を社会の構造としてとらえ、それを理解するために政治学の概念を使って考察を行ないます。個別の問題ではなく、問題の全体構造を理解することによって、それを解決する道が見えてくると思うからです。

私は政治学のなかでも、政治についての考え方が歴史的にどのように変化していくのかについて研究する政治思想史という分野を専門としているので、本書でも女性差別についての考え方を歴史的に分析し、それが現代にどのように影響しているのかを見ていきます。

日本社会は、江戸時代から明治に変わること西洋的近代化を経験し、その後第二次世界大戦後に民主化という経験をしました。現代の日本社会を分析するとき、歴史的にこれらの大きな変化を経験したことが、どのように私たちの社会に影響を与えたのかという点に注意を払う必要があります。それゆえ本書では、変化を測る指標として、いくつかの政治学の概念を使い、歴史的に女性差別の構造を分析します。そのようにすることで、今でも存在する「男性の方が偉い」とする考え方や「性別分業」というような差別の構造が、いつ頃、どのように作られてきたのかを理解することができます。

このような分析を行なうと、実は今でも私たちの社会の構造には、江戸時代以来日本人の生活の基礎をなしていた「家」のあり方と、明治民法と戸籍により作られた「家制度」が大きく影響を与えていることがわかるのです。

「家」と「家制度」はよく混同されて理解されるようですが、全く異なるものです。現実には人々が共同して生活していた場所またはその集団が「家」であり、「家制度」とは、政府が明治時代になって統一国家を運営するために、法律により作り出した制度です。本書では、時代が進むにつれて「家」と「家制度」が、それぞれの形で女性差別の構造を作るようになっていったことを示します。

「家」における男女の関係は基本的には対等で、それぞれが独立していましたが、産業の進展による役割分業の成立により、社会的に男性優位の体制が作られていきます。また、明治民法と戸籍により作られた「家制度」の中で、結婚した女性は戸主と夫の支配下に置かれるようになりました。それを可能にしたのが、「家に入る」という形で女性を夫の「家」に取り込み、同じ姓を名乗ることを強制した「夫婦同姓」の規定です。これは明治民法によって定められ戸籍によって実行されました。これにより、男性が女性の上に立つ

べきだという考え方が社会に浸透していくことになったのです。

第二次世界大戦後に民法改正と戸籍法の改訂が行なわれ、非民主的と言われる内容は削除されたはずでした。しかし女性の立場から見た場合、それは不十分なものでした。「夫婦同姓」という制度を起点として作られた女性差別の構造は、今でも持続しています。それはどのように女性差別を作ったのでしょうか。そして、それはどのような意味においてなのでしょう。こうしたことを明らかにした上で、「選択的夫婦別姓制度」を中心としてそれらを変えていく道筋を一緒に考えていきたいと思います。

それではまず、何をどのように考えていくのかの説明から始めましょう。

第一章 女性差別の問題をどのように考えるか

一 女性をめぐる問題——「家父長制」

家族における「家父長制」

本書で問題とするのは、フェミニズムの議論によく登場する「家父長制」という支配構造です。「支配」とは、「命令に従わせる」ことを意味します。「家父長制 (patriarchy)」とは、もともと長老男性としての「家父長 (patriarch)」が家族を支配する体制を意味しました。この体制は、ひとりの支配者が集団を支配するという意味で、支配の形として見ると、国家における王の支配とパラレルです。王 (monarch) の支配が「王制 (monarchy)」と言

われるのと比較すると、言葉の形から見ても、その類似性がわかると思います。

それでは、なぜ「家父長制」がフェミニズムで問題とされたのでしょうか。「家父長制」は家族における支配だと述べましたが、歴史的に女性は主として家族に関わって生活してきました。その家族という集団において「家父長制」という支配が成立しているならば、国家における王の支配と同様な支配構造が家族にも存在することが明らかになるからです。

家族における家父長制支配が問題とされるのは、私たちが現在生きている「近代社会」の成り立ちと関わっています。近代社会は、革命によって王の支配を転覆することで成立しました。革命とは、王の命令に従うのを拒否し、人間はすべて自由で平等であることを求める運動だったのです。そして、これが革命後に成立した「近代社会」の原則となりました。それゆえ自分たちの社会のあり方を決める方法が、みんなで行なう「民主制」という政治体制に変わったのです。

しかしそのように変化したはずの社会でも、家族においては王の支配に類似した「家父長制」が存在することが発見されていきます。それは女性が自由でも平等でもないということの意味します。このように家族において女性が支配される、つまり命令に従わなけれ

ばいけない構造があることを明らかにするために、「家父長制」という言葉が使われるようになった。

「家父長制」という概念は、このように女性への抑圧を明らかにするために有効ではしたが、フェミニズムにおいては、男性の女性に対する支配を表現するのには有効ではないという批判が出てくるようになります。確かに「家父長」の支配は直ちに男性の女性への支配を意味するものではありません。そのような批判に対し、イギリスの政治学者キャロル・ペイトマンは、多様な意味を含む「家父長制」という概念を整理分類することで、この概念が女性差別を分析するのに有効であることを主張しました。ペイトマンの「家父長制」についての分類は以下のようになります。

まず始めの類型は、男性による支配だけれど、「家父長」という「地位」に、いる男性が支配する「家父長制支配」です。それをペイトマンは、「伝統的家父長制」と呼びました。これは古い時代における支配の形で、古代ローマにおける「ファミリア」の「家父長」による支配がその典型です。「ファミリア」とは、「家族」を連想させる言葉のイメージとは異なり、血縁や愛情のみに基づく集団ではなく、いわば小型の国家でした。それを支配し

ていたのが「家父長」です。

次に、その集団が連合して次第に大きくなり国家になると、権力は王が持ち支配することになります。そして一七世紀のイングランドにおける革命時に、なぜ王が偉いかの説明として、王たる男性が子を産み出す力を持つことで集団が拡大し国家となったのだ、それゆえ王は「父になる」という「生まれつきの生物的属性」に基づき支配するのだ、という主張が出てきます。この説明が出てきた一七世紀には、子どもが生まれる要因は男性だけにあると考えられていたからです。こうして家族関係において、男性が「父」になる能力を持つという「生物的属性」が権力の源泉であるとされました。このような「家父長制」をペイトマンは、「古典的家父長制」と呼びました。

政治的統治機構としての国家が拡大するにつれて、親密な人間同士から成る家族は縮小し、夫婦を中心とした構成となっていくきます。そこでの男女の関係は、キリスト教の教えに基づき、男性が「男性である」という「生まれつきの生物的属性」を持つがゆえに女性を支配するとされたのです（この内容については後述します）。これをペイトマンは「近代的家父長制」と呼びました。

このように分類してみると、なぜ男性が「家父長制権力」を持つかについて、さまざまな根拠に基づき説明されていることが理解できると思います。第一の形である「伝統的家父長制」は、男性の支配であるけれど、その人が「家父長」という「地位」についていることが根拠になっている、つまり「地位」に基づく権力であることがわかります。それゆえ本書では、わかりやすくするために、そうした権力形態を〈地位に基づく家父長制〉と呼ぶことにします。

そして、男性が「父として」子を産み出すという「生物的属性」に基づき子どもを支配するという第二の権力形態つまり「古典的家父長制」は、親子関係における支配を問題にしているので、これを〈父権的家父長制〉と呼ぼうと思います。また、男性が「男性である」という「生物的属性」に基づき女性を支配する第三の形態である「近代的家父長制」は、男女における支配を問題にしているので、〈夫権的家父長制〉と呼ぶことにします。

こうしてみると、第一の形態は男性が支配権力を持つ根拠が「家父長」という「地位」についているという点にあるのに対して、第二と第三の場合は、「父」になることや「男性」であることという生まれつきの「生物的属性」が根拠とされているという違いがある

ことがわかると思います。この点を区別することは、家父長制分析においてとても重要です。なぜなら、ある特定の「地位」に基づく権力であれば、その「地位」から退けば権力を失い、他の人が権力を握ることができますし、女性がその地位について権力を持つことも可能です。しかし「生まれつきの属性」に基づく権力は、必ず男性が持つことになるからです。このような分類をふまえた上で、本書で問題にするのは、男女間の支配の問題、すなわち第三の形態だということを覚えておいてください。

家族と社会の関係

政治とは、人間の共同生活に秩序を作り動かしていく営みです。そしてそれを分析するのが政治学ということになります。これまで政治学の対象は国家であるとされ、家族や夫婦の関係は対象外と考えられてきました。これは西洋近代の考え方に倣っているからです。

西洋近代社会は、親密な家族関係と国家や社会の人間関係を異なるものとして分けて扱います。これが「私的領域／公的領域」と呼ばれる考え方です。しかしこれらふたつの領域は、人間が共同生活を営むという点で共通しており、それを円滑に進めることが重要だ